

随意契約理由書

本契約は、曾根崎警察署に設置されている昇降機のうち、1号機の電動機等及び2号機の減速機等の交換工事を行うものであります。

電動機の取り外しには、ブレーキユニットを分解し電動機を取替え後に組立直す必要があります。ブレーキユニットは、すべてにおいて製造業者独自の技術・仕様により構築されており、分解・組立に際し機器相互間の整合性を考慮する必要があります。また、減速機はすべてにおいて製造業者独自の技術・仕様により構築されており、工事に際し機器相互間の整合性を考慮する必要があります。

このため、工事を施工できる者は、既存の機器に適合した部品を保有し、工事に際して機器の構造・仕様、性能等を熟知した製造設置業者である東芝エレベータ株式会社関西支社のほかになく、同社より見積書を徴したところ価格も適正と思われますので、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結し、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。